

第5期川本町障がい福祉計画・  
第1期川本町障がい児福祉計画

〈平成30年～32年度〉

平成30年3月

島根県 川本町

## 目 次

第1章	基本的理念等	1
1.	計画の位置づけ	1
2.	基本的理念	2
3.	障害者自立支援法に基づくサービス体系	4
第2章	計画期間及び見直しの時期	6
1.	計画期間	6
2.	見直しの時期	6
第3章	達成状況の点検及び評価	7
1.	計画の推進	7
2.	点検及び評価	7
第4章	平成32年度までの目標	8
1.	施設入所者の地域生活への移行	8
2.	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3.	地域生活支援拠点数	9
4.	福祉施設利用者の一般就労への移行	10
5.	障がい児支援の提供体制の整備等	12
第5章	障害福祉サービス等の実施	14
1.	訪問系サービス	14
2.	日中活動系サービス	16
3.	居住系サービス	19
4.	相談支援	21
5.	障がい児を対象としたサービス等	23
第6章	地域生活支援事業の実施	26
1.	相談支援事業	28
2.	成年後見制度利用支援事業	29
3.	意思疎通支援事業	30
4.	日常生活用具等給付事業	31
5.	移動支援事業	33
6.	地域活動支援センター事業	34
7.	日中一時支援事業	35
8.	生活支援事業	36
9.	社会参加促進事業	37
	【地域生活支援事業における第5期計画見込量一覧】	38
第7章	終わりに	39

# 第1章 基本的理念等

## 1. 計画の位置づけ

川本町障がい福祉計画・川本町障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進め、障がい者または障がい児が地域で自立した生活を過ごせるよう障害福祉施策の方向性や目標を総合的に取り組むために策定する計画です。

国においては、平成25年4月から障害者自立支援法に代わる新しい法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、難病を障害福祉サービスの対象に加え、平成26年4月には重度訪問介護の対象拡大、グループホーム、ケアホームの一元化、地域移行支援対象の拡大、障害程度区分に代わる障害支援区分による支給決定などが見直しが行われました。同法は平成28年5月に改正され、自立生活援助や就労定着支援などのサービスの新設等が盛り込まれ、平成30年4月から施行されることになっています。

川本町では、これまで進めてきた障害福祉施策とともに、川本町地域福祉計画・川本町障害者計画等を踏まえ、障がい者の地域での生活を支えていくために『川本町障がい福祉計画』を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を見込むとともに、その提供体制の確保等に取り組んできました。

また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。第5期障がい福祉計画では、前項の方針を継承しながら、第4期障がい福祉計画の実績を踏まえ、障害福祉施策の推進に取り組んでいきます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条の20

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 2. 基本的理念

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条、第4条に掲げる理念を踏まえたうえで、次に掲げる点に配慮して行うこととします。

### 障害者基本法 第3条（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図らなければならない。

- 1 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 障害者基本法 第4条（差別の禁止）

第3条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### （1）障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいの種類や障がい程度を問わず、障がい者等自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けながら、自立した暮らしと地域における様々な活動への参加を図ることを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### ノーマライゼーション

デンマークのニーリエやバンク・ミケルセンらによって、知的障害者の処遇に関して運動し、その後障害者全体の運動へと広がり、地域生活の補償を求める運動として展開され、北欧から世界へ広まった福祉の基本理念の1つである。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整備するべきであり、ともに生きる社会が一般的な社会であるという考え。

## (2) 障がい種別を問わず共通のサービスを共通の制度で提供

障害者総合支援法では、3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に加え、発達障がいや難病等も給付の対象とされ、サービスの利用対象者が拡大されています。さらに平成29年4月より難病の対象疾病の拡大も行われています。

これらの対象者が障がい種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で利用できるよう、制度の谷間のない支援を行っていきます。

## (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等自立に向けた支援の観点から、地域生活への移行や就労に対する支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、在宅生活をしている障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点作りやインフォーマルサービスの提供等、社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

### インフォーマルサービス

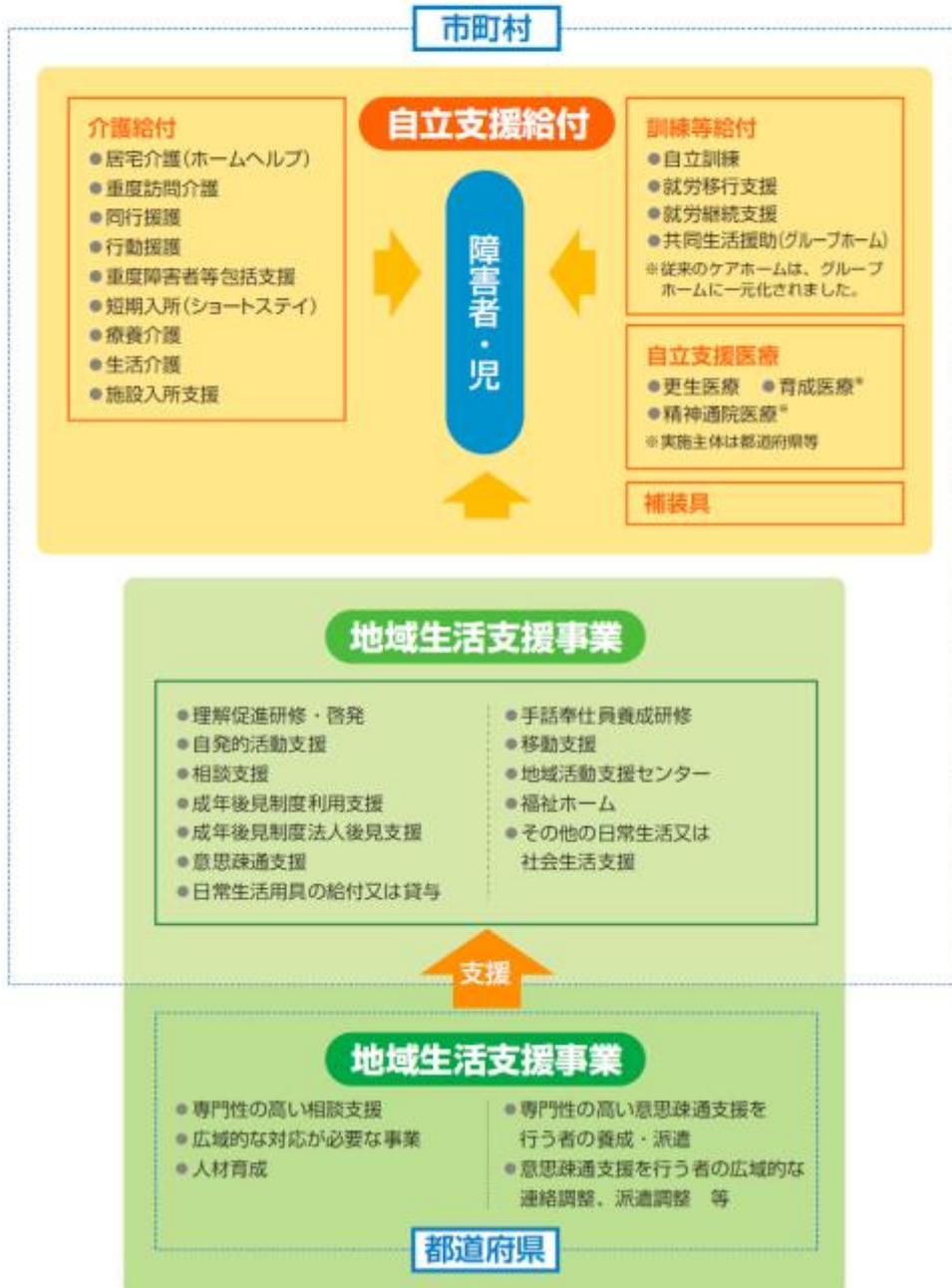
法律や制度に基づかない形で提供されるサービスで、地域における社会資源を担う関係機関や団体・個人（社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO、登録ボランティア、自治会等）と情報を共有し、活用・構築を図ることによって、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができる。

### 3. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

## 1 障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

※障害児に関するサービスは、すべて児童福祉法に位置づけられています。



## 市町村・都道府県における障害児を対象としたサービス

市 町 村		
障 害 児 通 所 支 援	児 童 発 達 支 援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。</p> <p>様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター</p> <p>通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。</p> <p>②児童発達支援事業</p> <p>通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。</p>
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	
	放 課 後 等 デ ィ サ ー ビ ス	<p>学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	保 育 所 等 訪 問 支 援	<p>保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>
都 道 府 県		
障 害 児 入 所 支 援	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	<p>従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。</p> <p>18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。</p>
	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	<p>*重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。</p> <p>*現に入所している者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。</p>

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。障がい種別に関わりなくサービスを利用できるのが障害者総合支援法の特徴です。また、日中は地域の通所施設、夜間は入所施設といったように、サービスを組み合わせて利用することが想定されています。

### (1) 自立支援給付

「自立支援給付」は、さらに「介護給付」と「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」などに分けられています。

「介護給付」や「訓練等給付」は、支給を受けようとする障がい者、障がい児の保護者が申請を

行い、支給要否の決定を経て、指定を受けた事業者の提供するサービスを利用することができます。

「介護給付」は原則として障がい程度によって対象者を決定し、「訓練等給付」は障がい程度に関わらず利用希望者は原則対象で、サービス内容に適合しない場合にその対象外となります。

### (2) 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村及び都道府県が計画的に実施するものです。

### (3) 障がい児サービス

18歳未満の障がい者（障がい児）については、障害者総合支援法による福祉サービスと併せて、児童福祉法に規定されている障がい児向けサービスを利用することができます。サービスの種類は、通所サービス・入所サービスといった体系別に分類され、「障害児通所支援」「障害児入所支援」と分かれます。「障害児通所支援」サービスを利用する際は「障害児支援利用計画」が必要となります。

## 第2章 計画期間及び見直しの時期

### 1. 計画期間

#### 【第5期障がい福祉計画】

第4期障がい福祉計画が平成29年度で終了となるため、第4期計画を見直し、平成32年度に向けての数値目標を掲げ、各年度のサービス見込量を定めるため、平成30年度から32年度までの3年間で第5期障がい福祉計画期間として計画を策定します。

### 2. 見直しの時期

第5期障がい福祉計画期間の最終年度となる平成32年度末までに、期間中、様々な状況の変化等による見直しを行い、第6期障がい福祉計画を策定します。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		見直し			見直し		目標年度・見直し	
第3期障がい福祉 計画期間			第4期障がい福祉 計画期間			第5期障がい福祉 計画期間		

## 第3章 達成状況の点検及び評価

### 1. 計画の推進

計画の達成に向けては、地域社会を構成する保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などの関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら効果的に実施しなければなりません。

また、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会を実現するために、地域住民の理解と協力が不可欠です。そのため、安全かつ安心した生活に向け、制度の普及啓発をより一層努めるよう取り組んでいきます。

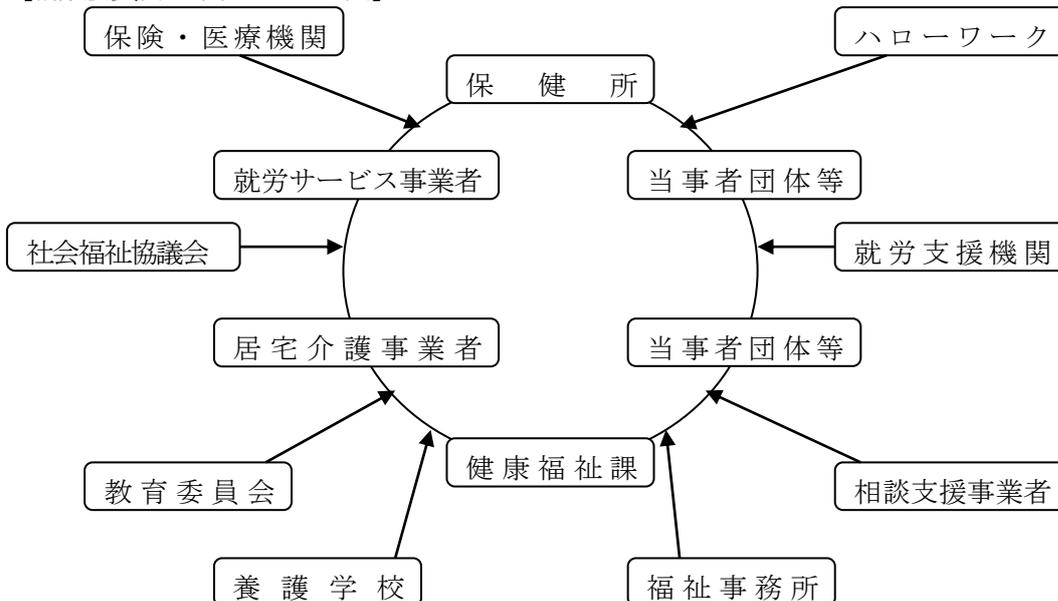
### 2. 点検及び評価

計画期間中の各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行など数値目標の達成状況について、「川本町地域自立支援協議会」において計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議・点検し、サービスの実施に対する評価を行います。

#### 川本町地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置しています。主な機能としては、①虐待等困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、②地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、③課題解決に向けた地域の社会資源の開発・改善、④障がい福祉計画の策定、⑤情報の共有と発信を行うほか、今後、福祉サービス利用に係る相談支援事業を委託する場合、その中立・公平性を確保するため運営評価を実施します。

【構成委員及びネットワーク図】



## 第4章 平成32年度までの目標

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

#### (1) 第4期計画の目標値と実績

第4期計画目標	○平成29年度末までに地域移行する累計目標数 1人 } ○平成29年度末の福祉施設の入所者の減少 1人 } …X			
実績	27年度 Y	達成率 Y/X	28年度 Z	達成率 Z/X
	地域移行数 累計 0人	0%	地域移行数 累計 0人	0%
	施設入所者の減少 累計 0人	0%	施設入所者の減少 累計 -1人	-100%

#### (2) 実績評価

- ・ 地域移行数は、平成29年度末までの目標（1人）に対し、平成28年度末実績は0人であり、平成29年度末実績も0名の見込みです。
- ・ 施設入所者数については、平成27年度は変わらず、平成28年度に1名、平成29年度に1名入所があり、合計で2名の増加となりました。
- ・ 入所者の高齢化や障がい程度の重度化が進んでおり、地域への移行は相当困難な状況でした。

#### (3) 目標値設定の基本的考え方

- ・ 地域移行者数については、国の基本指針及び実績等を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数6人のうち、32年度末までに地域移行する累計目標数を1人（平成28年度末入所者数の17%）とします。
- ・ 施設入所者の削減見込数については、国の基本指針及び実績等を踏まえ、福祉施設の入所者数を1人（平成28年度末入所者数の17%）減少させることとします。

#### <国の基本指針>

- ・平成28年度末の施設入所者と比較した平成32年度末時点での地域生活に移行する者の割合を9%以上とする。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

#### (4) 第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数（X）	6人	

平成32年度末の施設入所者数（Y）	5人	平成32年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
【目標値】削減見込（X-Y）	1人	差引減少見込数

### （5）目標値確保のための方策

- ・ 地域で生活をしていくうえで必要となる移手段などの社会資源の確保・整備を進めます。
- ・ 居宅介護等、家庭生活に必要な支援が受けられるように、町内居宅介護事業所と協議をし、提供体制を整備します。
- ・ 高齢化や重度化が進む障がい者等については、介護保険施設の利用についても検討します。

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### （1）目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、平成32年度末の目標を1カ所とする。
- ・ 具体的な整備の内容については、国から示されるイメージを踏まえて検討する。

<国の基本指針>

全ての圏域・市町村に関係者による協議の場を設置

### （2）第5期計画の目標値

〈地域包括ケアシステム〉

項目	数値	考え方
平成32年度末時点の地域包括ケアシステム設置状況	1箇所	国の指針を参考に1カ所整備することを目標とする。

## 3. 地域生活支援拠点数

### （1）目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、平成32年度末の目標を1カ所とする。
- ・ 具体的な整備の内容については、国から示されるイメージを踏まえて平成30年度以降も継続して検討する。

<国の基本指針>

地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

## (2) 第5期計画の目標値

### 〈地域生活支援拠点数〉

項目	数値	考え方
平成32年度末時点の地域生活支援拠点数	1箇所	国の指針を参考に1カ所整備することを目標とする。

## 4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

### (1) 第4期計画の目標値と実績

#### 〈福祉施設から一般就労への移行〉

第4期計画目標値	○平成29年度の年間一般就労移行者数 1人		
実績	27年度	28年度	29年度(見込み)
	1人	0人	0人

#### 〈就労移行支援事業所の利用者数〉

第4期計画目標値	○平成29年度の就労移行支援事業所の利用者数		
実績	27年度	28年度	29年度(見込み)
	2人	0人	0名

### (2) 実績評価

- 福祉施設を退所し一般就労へ移行した方は、平成27年度1名、平成28年度0人で、平成27年度の1名は町内事業所へ移行されました。
- 平成27年度に1名の移行がありましたが、平成28、29年度の移行者は0人の見込みで有り、移行者を増やして行くためにも、障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉、労働、教育等の関係機関とハローワークとの連携を進めるとともに、自立支援協議会の就労支援部会を開催するなど、就労先となる町内企業の開拓が求められます。
- 就労移行支援事業所は近年減少傾向ですが、ニーズに応じて町内事業所のサービス確保が求められます。

### (3) 目標値設定の基本的な考え方

- 一般就労への移行者数について、国の指針では平成28年度実績の1.5倍以上とされているため、平成32年度末の移行者数を2名と設定します。
- 就労移行支援事業の利用者数について、国の指針では平成28年度末から2割以上増とされているため、平成32年度末の利用者を2名と設定します。
- 就労移行率については、利用者2名に対して就労移行2名(就労移行率100%)あり、

その事業所が1カ所あることを想定し設定します。

- ・ 国の指針では、支援開始1年後の職場定着率を8割以上と設定しているため、継続就労者を平成31、32年度1名ずつ（職場定着率100%）とします。

<国の基本指針>

- ・ 一般就労への移行者数については、平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上と設定。
- ・ 就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末までに平成28年度末と比較して2割以上増加させることを目指す。
- ・ 就労移行率については、移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成28年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。  
※「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。
- ・ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上と設定。

(4) 第5期計画の目標値

<福祉施設から一般就労への移行>

項目	数値	考え方
平成28年度	0人	平成28年度の年間一般就労移行者数
【目標値】 平成32年度	2人	国の基本指針を踏まえて、平成32年度の年間一般就労移行者数を設定。

<就労移行支援事業の利用者数>

項目	数値	考え方
平成28年度	0人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 平成32年度	2人	国の基本指針を踏まえて、平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数を設定

<就労移行率3割以上の就労移行事業所割合>

項目	数値	考え方
【目標値】 就労移行率3割以上の就労移行事業所割合	100%	利用者2名に対して就労移行2名（就労移行率100%）あり、その事業所が1カ所あることを想定。

<就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率>

項目	数値	考え方
【目標値】 平成31年度	100%	支援開始1年後の継続就労者数1名に対して支援者総数1名（職場定着率100%）であることを想定。
【目標値】 平成32年度	100%	支援開始1年後の継続就労者数1名に対して支援者総数1名（職場定着率100%）であることを想定。

## (5) 目標値確保のための方策

- ・ 障害者就業・生活支援センター、福祉、労働、教育等の関係機関やハローワークとの連携を促進し、福祉施設から一般就労への移行を希望する障がい者が、様々な支援を安心して受けることができる体制づくりを行います。具体的には、平成24年度に立ち上げた、「地域自立支援協議会就労支援部会」を活用し、障害者就労支援センターを中心に、採用希望企業の掘り起こしから行っていきます。
- ・ 訓練等給付を実施する福祉施設とも連携し、就労希望者と企業とのマッチングが行えるよう体制を整備します。
- ・ 圏域毎に取り組みを進めている農福連携について、関係機関との連携を図りながら取り組みを進めていきます。

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

#### 1) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、平成32年度末の目標を1カ所とする。
- ・ 具体的な整備の内容については、関係機関等と相談し検討する。

<国の基本指針>

各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。

#### 2) 第5期計画の目標値

(児童発達支援センター)

項目	数値	考え方
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1箇所	国の指針を参考に1カ所設置することを目標とする。

### (2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の構築

#### 1) 目標値設定の基本的な考え方及び第5期計画の目標値

- ・ 現在保育所等訪問支援は近隣市の事業所を利用しており、今後も継続して利用できるよう体制作りを進めていきます。

<国の基本指針>

全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

### (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### 1) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、平成32年度末の目標を1カ所とする。
- ・ 具体的な整備の内容については、関係機関等と相談し検討する。

<国の基本指針>

各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。

#### 2) 第5期計画の目標値

(児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所)

項目	数値	考え方
平成32年度末時点の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1箇所	国の指針を参考に1カ所設置することを目標とする。

### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

#### 1) 目標値設定の基本的な考え方及び第5期計画の目標値

- ・ 国の指針を踏まえて、平成30年度末を目標に協議の場を設置する。
- ・ 具体的な整備の内容については、関係機関等と相談し検討する。

<国の基本指針>

H30年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置

## 第5章 障害福祉サービス等の実施

### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護といったサービスがあります。

<サービス内容>

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排泄、食事の介護等生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供します。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な人で、常に介護を必要とする人が対象となります。行動するとき生じる危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動支援など行動するときに必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象で、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

#### (1) 第4期計画の見込量と実績

サービスの種類等	単位	27年度			28年度			29年度見込量
		見込量①	利用量②	達成率①／②	見込量③	利用量④	達成率③／④	
総利用時間数	時間	90	87	96.7%	130	213	163.8%	42
居宅介護	時間		87			213		
重度訪問介護	時間		0			0		
行動援護	時間		0			0		
同行援護	時		0			0		
重度障害者等	時		0			0		

包括支援	間						
------	---	--	--	--	--	--	--

## (2) 実績評価

- ・ 居宅介護の利用者数は、27年度、28年度が4人、29年度が5人となる見込みです。

## (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 平成27・28年度の実績、29年度の実績見込を勘案し、利用者数の増加や地域生活移行者等の利用を見込んで設定します。
- ・ 重度訪問看護は、前年度まで実績はありませんでしたが、町内事業所での平成30年度以降の利用が見込まれるため、下記のとおり設定しています。
- ・ 行動援護、同行援護は町内事業所で対応は可能ですが、前年度までの実績がないことから0人として設定しています。
- ・ 重度障害者等包括支援については、町内、近隣のサービス提供事業所が存在しないことから0人として設定しています。

## (4) 第5期計画のサービス見込量

<サービス見込量>

	30年度		31年度		32年度	
	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数
	時間	人	時間	人	時間	人
総利用時間数	108	9	108	9	108	9
居宅介護	72	7	72	7	72	7
重度訪問介護	36	2	36	2	36	2
行動援護	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

## (5) 見込量確保のための方策

- ・ サービスが必要でありながら、サービスの利用に至っていない方などに対して、サービス内容・使用方法の周知に努めていきます。
- ・ 利用ニーズの把握・実態調査を進め、サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる障害者やサービスを必要とする障がい者の数など情報を共有し、適切なサービスを提供できるよう努めます。
- ・ 短時間の見守りという意味も含め、居宅介護の実施について、町内事業所への働きかけを進めていきます。

## 2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

<サービス内容>

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人が対象で、主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を障害者支援施設などで行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間にて身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人が対象で、一定の期間にて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業への就労が困難な人が対象で、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関等との連絡調整や必要な指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気等の理由により、夜間も含め、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

### （1）第4期計画の見込量と実績

<日中活動系サービス>

サービスの種類	27年度			28年度			29年度見込量
	見込量	利用実績	達成率	見込量	利用実績	達成率	
	人日	人日		人日	人日		
生活介護	200	125	62.5%	200	110	55.0%	200
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0%	0	0	0%	0
自立訓練 （生活訓練）	22	0	0%	22	6	27.3%	22
就労移行支援	66	8	12.1%	66	0	0%	66

就労継続支援 (A型)	22	26	118.2%	44	26	59.1%	66
就労継続支援 (B型)	600	504	84.0%	660	435	65.9%	700
療養介護	-	4	-	-	3	-	4
短期入所	20	9	45%	25	4	16%	30

※療養介護のみ単位は人

## (2) 実績評価

- 生活介護の利用者は、27年度が10人、28年度が13人であり、29年度も13人となる見込みです。
- 自立訓練（機能訓練）については、27年度から29年度にかけて利用実績がありません。また、自立訓練（生活訓練）は28年度に2名、29年度は2人の利用見込みです。いずれも町内にはサービス提供事業所が存在しません。
- 就労移行支援については、27年度に2名、28年度、29年度は実績はありませんでした。現在町内の事業所はサービスを休止しているため、近隣町での利用となっています。
- 就労継続支援A型事業所は町内に存在しませんが、18年度より県外の事業所における利用があります。また、27～29年度は3名の利用があり、それぞれ近隣の県・町外での利用がありました。
- 就労継続支援B型については、特別支援学校の卒業生等も含め、27年度が34名、28年度が32名と利用者数に比例して、1人当たりの利用時間も減少しています。29年度の利用人数見込みは、30人となる見込みです。
- 短期入所については、大きな増減はありません。

## (3) 見込量設定の基本的な考え方

- 平成27・28年度の実績、29年度の実績見込みを勘案し、利用者の増加や地域生活移行者等の利用、また特別支援学校の卒業等による新規のサービス利用者数を見込んで設定しています。

## (4) 第5期計画のサービス見込量

<日中活動系サービス>

サービスの種類	30年度		31年度		32年度	
	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	260	13	260	13	260	13
自立訓練	0	0	0	0	0	0

(機能訓練)						
自立訓練 (生活訓練)	28	2	28	2	28	2
就労移行支援	0	0	11	1	11	1
就労継続支援 (A型)	69	3	69	3	69	3
就労継続支援 (B型)	660	30	660	30	660	30
就労定着支援	—	0	—	1	—	1
療養介護	—	4	—	4	—	4
短期入所	73	3	94	4	115	5

※療養介護における見込量「人」のみ。

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 就労支援系サービスが、利用者の一般就労に向けて有効に実施されるように、地域自立支援協議会の「就労支援部会」を活用し、ハローワークやサービス提供事業所、障害者就労支援センターと連携を図り、雇用の促進に努めます。
- ・ 相談支援事業所と連携を図り、利用者が必要な日中活動系サービスを適切に利用できるように、サービスの内容や利用方法等の情報提供等を、さらに進めていきます。
- ・ サービス提供事業所等との連携を進め、利用者の状況把握に努め、適切なサービス利用に向けた支援計画作成に努めます。
- ・ サービス未利用者に対し、サービス内容及び利用方法を、周知することに努めます。
- ・ 町内に現在存在しない、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所について、サービス確保に向けて検討を行います。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく町からの業務委託により、就労継続支援の1人あたりの利用日数の増加を図り、利用者の工賃向上を目指します。

### 3. 居住系サービス

居住系サービスには、これまで、施設入所支援、共同生活介助（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）がありましたが、障がい者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成26年4月からケアホームがグループホームに一元化されました。また、新たに平成30年4月から自立生活援助が開始し、新たなサービスが追加されました。

<サービス内容>

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者に対して、定期的な巡回や訪問を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等のほか、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に必要となる、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

#### (1) 第4期計画の見込量と実績

<居住系サービス>

サービスの種類	27年度			28年度			29年度見込量 人
	利用見込量	利用実績	達成率	利用見込量	利用実績	達成率	
	人	人		人	人		
共同生活介護 (ケアホーム)	18	17	94.4%	20	15	75.0%	12
共同生活援助(グループホーム)							
施設入所支援	5	5	100.0%	5	5	100.0%	

#### (2) 実績評価

- 共同生活介護・共同生活援助については、利用者数が27年度17人、28年度が15人、29年度が12人となる見込みです。

#### (3) 見込量設定の基本的考え方

- 平成27年・28年度の実績、29年度の実績見込みを勘案し、利用者の増加や地域生活移行者等の利用、また特別支援学校の卒業等による新規のサービス利用者数を見込んで設定します。

#### (4) 第5期計画のサービス見込量

<居住系サービス>

(単位:人)

	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	16	20	20
施設入所支援	5	5	5

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 24年度及び26年度にグループホームが2棟整備されたことで、ニーズへの対応が可能となりました。今後大規模な施設整備は予定していませんが、空き住居等を活用したサテライト型利用を検討する必要があります。
- ・ 施設入所者の高齢化や障がい程度から勘案して、現在の利用者の地域移行は困難とされますが、65歳以上の利用者については、介護保健施設への移行も検討する必要があります。
- ・ 地域生活への移行が可能な入所者については、地域移行支援事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、地域移行・定着支援を進めていきます。

## 4. 相談支援

<サービス内容>

平成24年度より相談支援は、下記のとおりに分類・拡充されました。

サービスの種類	内 容
計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス利用等計画案を作成します。 決定又は変更後は、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。 平成29年度現在、全ての対象者へサービス利用計画が策定されています。
地域移行支援	住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等へ同行支援等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行う。緊急訪問・対応を行います。

### (1) 第4期計画の見込量と実績

	27年度			28年度			29年度
	利用見込 量	利用実 績	達成率	利用見込 量	利用実 績	達成率	利用見込 量
	人	人		人	人		人
サービス利用計画 作成	9	4	44.4%	9	5	55.6%	7

※人数は月あたりの利用者数

### (2) 実績評価

- ・ 利用については、27年度4名、28年度5名と見込み数を下回っていますが、27年度より全てのサービス利用者の計画策定が行われています。また、29年度末には7名の利用が見込まれています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 全てのサービス利用者に計画が策定されているため、新たなサービス利用者の増加を見込んで設定しております。
- ・ 計画相談支援については、定期的な見直し（モニタリング）が必要となります。人数は月ごとの利用者数としております。
- ・ これまでの実績を踏まえ、地域移行支援は毎年1名、地域定着支援は毎年1名の支援を行うことを目標としています。

#### (4) 第5期計画のサービス見込量

(単位：人／月)

種類	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	8	9	10
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 福祉サービス利用の障がい者すべてに対し、計画的なプログラム等の作成を円滑に行うため、相談支援事業所と連携を図り、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 施設等から地域移行が見込まれる障がい者については、保健所や医療機関、相談支援事業所と連携し、積極的に地域移行・定着を進めます。

## 5. 障がい児を対象としたサービス等

<サービス内容>

平成24年度から障がい者通所サービスは、児童福祉法に位置づけられました。

サービスの種類	内 容
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言を併せて行うなど、地域支援に対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活へ適応するための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。決定又は変更後は、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。 平成29年度現在、全ての対象者へサービス利用計画が策定されています。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

### (1) 第4期計画のサービス見込量

<参考：平成27年度から平成29年度の利用実績>

(単位：実人数)

種類	27年度	28年度	29年度(見込)
児童発達支援	4	3	5
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	13	14	12
保育所等訪問支援	0	1	1
障害児相談支援	2	10	2

### (2) 実績評価

- 児童発達支援は27年度が4人、28年度が3人であり、29年度が5人となる見込みです。

- ・ 医療型児童発達支援については、27年度から29年度にかけて利用実績はありません。
- ・ 放課後等デイサービスは27年度が13人、28年度が14人であり、29年度が12人となる見込みです。
- ・ 保育所等訪問支援は、27年度は0人、28年度は1人、29年度も1人となる見込みです。
- ・ 障害児相談支援は、27年度は2人、28年度は10人、29年度は2人となる見込みです。
- ・ 各サービスで実績人数が同程度又は増加しているため、今後も関係機関・部署と連携していき、切れ目のないサービスの確保が求められます。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 全てのサービス利用者に計画が策定されているため、新たなサービス利用者の増加を見込んで設定しております。
- ・ 計画相談支援については、定期的な見直し（モニタリング）が必要となります。人数は月ごとの利用者数としております。
- ・ 地域移行支援は毎年1名、地域定着支援は毎年2名の支援を行うことを目標としています。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

<サービス見込量>

種類 (単位)	30年度		31年度		32年度	
	(人日)	(実人数)	(人日)	(実人数)	(人日)	(実人数)
児童発達支援	12	5	12	5	14	6
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	416	16	442	17	468	18
保育所等訪問支援	1	1	2	2	3	3
障害児相談支援		3		3		3
居宅訪問型児童発達支援		0		0		0

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 児童発達支援については、保健師による乳幼児相談や発達クリニック等の情報を共有し、早めの支援を促していきます。
- ・ 医療型児童発達支援については、近隣市の事業所がありますが、前年度までの実績がないことから当面利用がないと想定しています。
- ・ 放課後等デイサービスについては、平成27年9月から町内事業所でのサービスが開始となり、今後も利用が予想されます。
- ・ 保育所等訪問支援は、平成28、29年度は1名の利用がありましたが、町内事業所がなく、近隣市の事業所から訪問が行われました。今後も支援が必要な児童に対して実施して

いきます。

- 居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度からのサービスになりますが、当面利用がないと想定しています。

## 第6章 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、自立支援給付と組み合わせた実施や、各種社会資源を活用し、市町村の創意工夫によって柔軟に実施することができる事業です。

川本町では、「相談支援」、「成年後見制度利用支援」、「意思疎通支援」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」といった必須事業に加え、「日中一時支援」、「更生訓練費給付」、「社会参加促進」、「生活支援」、「社会参加促進」といった任意事業を行います。

<サービス内容>

～必須事業～

事業名		内 容
相談支援事業	相談支援事業	自立した日常生活又は社会生活を過ごす事ができるよう障がい者からの相談に応じて、関係者に対し必要な情報を提供することや、障害福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域自立支援協議会	相談支援事業所、サービス提供事業所、また関係機関等で構成する協議会を設置し、利用者ニーズに応じた必要なサービス量の把握・確保に努めるとともに、地域全体のサービス向上に努めます。
成年後見制度利用支援事業		判断能力が十分でない障がい者等に対し、成年後見制度を利用することについて支援を行うことにより、障がい者等の福祉の増進を図ります。
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等の意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。
日常生活用具等給付事業		在宅の障がいのある方等に対し、実用性が認められる日常生活用具を給付し、日常生活を支援します。①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活活動補助用具を給付します。
移動支援事業		屋外での移動に困難な障がいがある方等に対し、ヘルパーが同行して外出のための支援を行うことによって、地域での自立生活や社会参加を促進します。

地域活動支援センター (基礎的事業)	レクリエーションや各種教室などの余暇活動や創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する場として設置します。
-----------------------	--

～任意事業～

事業名	内 容
日中一時支援事業	障がい者の日中活動の場を提供するとともに、介護をする家族の一時的休息等の確保のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援や自立訓練を利用、もしくは旧法身体障害者更生援護施設の入所者に対し、社会復帰の促進のため更生訓練費の支給を行います。
生活支援事業	障がい者に対し、日常生活に必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目指します。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加の促進を目指します。

## 1. 相談支援事業

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度		28年度		29年度
	実施見込み 箇所数	実績	実施見込み 箇所数	実績	実施見込み箇所 数
相談支援事業	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1

### (2) 実績評価

- ・ 相談支援事業は、サポートセンターおおちの1箇所に業務委託をしております。新規の相談者のみならず、現在障害福祉サービスを利用しておられる方の相談についても受け付け、必要な情報提供等行っております。
- ・ 地域自立支援協議会を平成18年度より設置しております。川本町の障がい者福祉を推進していくうえで、関係機関との連携、地域資源のネットワーク化を図る中心となる機関であります。障がい者計画・障がい福祉計画の策定・点検も行います。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 第4期計画期間の実績を勘案し、設定しております。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度	31年度	32年度
	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数
相談支援事業	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1

### (5) 目標値確保のための方策

- ・ 身近な相談支援に努めるとともに、相談支援事業者への委託内容を拡充し、適切なサービス利用等の支援ができるように努めます。
- ・ 川本町障がい者福祉協会が実施している相談会や身体障害者相談員、知的障害者相談員と協力し、制度等必要な情報は積極的に提供することで、相談者の問題解決に働きかけます。
- ・ 地域自立支援協議会を活用し、関係機関との連携を強化し、地域における諸課題の検討・障がい者に係る計画への意見反映させる協議を行います。また、障がい者の雇用対策、地域生活を充実させるため、専門部会の設置を検討していきます。

## 2. 成年後見制度利用支援事業

### (1) 第4期計画の見込量と実績

- ・ 成年後見制度利用支援事業は、平成24年4月から、新たに必須事業として位置づけられることとなりましたが、第4期においての実績はありませんでした。

### (2) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ これまでの実績、これから定着させていく事業であることを勘案し、毎年1名の利用を設定します。

### (3) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度	31年度	32年度
	実利用見込み者数	実利用見込み者数	実利用見込み者数
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

### (4) 見込量確保のための方策

- ・ 成年後見制度について、利用しやすい体制を整備するため、社会福祉協議会など関係機関と実施に向けた協議を行います。
- ・ 成年後見制度の対象となる者の把握や手続きができるように、関係者の研修を行います。

### 3. 意思疎通支援事業

#### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度		28年度		29年度
	実利用見込み者数	実績	実利用見込み者数	実績	実利用見込み者数
意思疎通支援事業	1	0	1	0	0

#### (2) 実績評価

- ・ 実利用見込み者数を1人として見込んでおりましたが、平成27・28年度の利用実績は0人でした。29年度においても、0人となる見込みです。
- ・ 川本町では、平成24年度に要約筆記奉仕員を養成したため、現在5名を登録しています。また、平成27～29年度にはイベント等で要約筆記の実践を経験しています。

#### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 第4期計画期間の実績を勘案し、広報や転入による利用者の増加を見込んで設定しました。

#### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度	31年度	32年度
	実利用見込み者数	実利用見込み者数	実利用見込み者数
意思疎通支援事業	1	1	1

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 平成18年度以降、実利用者はありません。しかしながら、転入等による新たな利用者も見込み、支援体制を整備しておく必要があります。
- ・ 手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。
- ・ 手話通訳者の育成について、邑智郡（川本・美郷・邑南）で共同実施を検討します。
- ・ 聴覚障がい者に対して、個別訪問・広報誌など広報活動をし、事業内容や利用方法についてお知らせしていきます。

## 4. 日常生活用具等給付事業

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度		28年度		29年度
	利用見込み者数	実績	利用見込み者数	実績	利用者見込み者数
日常生活用具等給付事業	16	9	18	7	20
(1)介護・訓練支援用具	0	0	1	0	1
(2)自立生活支援用具	1	0	1	0	2
(3)在宅療養等支援用具	1	0	1	0	1
(4)情報・意思疎通支援用具	1	0	1	0	2
(5)排泄管理支援用具	13	9	13	7	13
(6)居宅生活動作補助用具	0	0	1	0	1

### (2) 実績評価

- 日常生活用具等給付事業については、排泄管理支援用具の給付が占めています。29年度にはその他、頭部保護帽や杖の申請がありました。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- 平成27・28年度の実績、29年度の実績見込みを勘案し、設定しました。
- 排泄管理支援用具については、平成29年度の実利用者数から見込量を実績に近い数値で設定しております。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度	31年度	32年度
	実利用見込み者数	実利用見込み者数	実利用見込み者数
日常生活用具等給付事業	20	20	20
(1)介護・訓練支援用具	0	0	0
(2)自立生活支援用具	1	1	0
(3)在宅療養等支援用具	1	0	0
(4)情報・意思疎通支援用具	0	1	0
(5)排泄管理支援用具	18	18	19
(6)居宅生活動作補助用具	0	1	1

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある方の日常生活の安定を図るため、それぞれの利用者に適した用具等の給付ができるように努めるとともに、用具に対する知識を深めていきます。
- ・ 日常生活用具給付事業の利用について、広報誌等を活用し定期的な広報に努めます。
- ・ 相談支援事業等を通じて、引き続き利用者への制度の周知を図ります。

## 5. 移動支援事業

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度				28年度				29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
移動支援事業	2	13	2	15	2	13	2	20	2	13
		700		841		700		1,048		700

※見込み者欄の上段は見込み者（実利用者）数、下段は延べ見込み時間（実利用時間）数

### (2) 実績評価

- ・ 移動支援事業については、23年より2事業所による支援を行っており、平成25年度からは、新たに特別支援学校への通学支援事業を開始しています。
- ・ 1事業者が提供する事業については、平成25年度から福祉有償運送の許可を得て、事業者所有車両を活用しての送迎を実施しています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 平成27・28年度の実績、29年度の見込みを勘案し、設定しました。また、通学支援事業の利用者も現状どおりの利用を見込んで設定しています。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
移動支援事業	2	20	2	20	2	20
		1,000		1,000		1,000

※見込み者欄の上段は見込み者数、下段は延べ見込み時間数

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者と連携をとりながら事業を進めていきます。
- ・ 川本町有償運送運営協議会与協議しながら、適正な事業実施に努めます。

## 6. 地域活動支援センター事業

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度				28年度				29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
地域活動支援センター	1	30	1	38	1	30	1	36	1	30

### (2) 実績評価

- ・ 地域活動支援センターは、社会福祉法人わかば会へ委託し、レクリエーション活動等、地域生活の支援を行っております。近年町外からの利用者も含め登録者が増加傾向にあります。
- ・ 地域活動支援センターの利用により、生活が安定し、精神障がい等の症状の回復が見込まれた事例もあり、障がいのある方の日中の居場所としても大きな役割を果たしております。
- ・ 障がい等や生活で困られている方の相談窓口として、関係機関や相談支援事業者との連携も充実しています。
- ・ 施設の老朽化が進んでおり、早急に改築の検討が必要な状況です。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 平成27・28年度の実績、29年度の実績見込みを勘案し、設定しました。

### (4) 第4期計画のサービス見込量

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
地域活動支援センター	1	38	1	40	1	40

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ ニーズの増加に対応できるよう、支援体制を構築するほか、老朽化が進む施設について、早急に今後の対応の検討を進めます。
- ・ 近年増加傾向にある町外からの利用者について、近隣町との広域利用の運用方法等の検討を進めます。

## 7. 日中一時支援事業

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度				28年度				29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
日中一時支援事業	3	7	3	9	3	7	3	10	3	7

### (2) 実績評価

- ・ 日中一時支援事業については、3事業所に委託しています。
- ・ 夏休み等の長期休暇時において、町内でのサービス提供が必要とされています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 特別支援学校への通学者や新規利用者が増えることを見込み、設定しました。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
日中一時支援事業	3	15	3	16	3	17

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 日中一時支援事業については、障がいのある方や介護者の方のニーズを把握し、適切な支援が引き続き行えるように努めます。現利用者に対しては、生活の変化などに対応できるように努めます。
- ・ ニーズが増加している町内でのサービス提供について、関係機関と協議を進めます。

## 8. 生活支援事業

生活支援事業のうち、川本町では「本人活動支援事業」を実施しております。

内容	
本人活動支援事業	障がいのある方等が自分に自信を持ち、自らの権利や自立のために社会に働きかけるなどの活動を支援する事業です。

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度				28年度				29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
生活支援事業	2	5	2	—	2	5	1	—	2	5

### (2) 実績評価

- 平成27・28年度ともに、2箇所(本人活動支援事業: 1, ボランティア活動支援事業: 1)にて実施してきました。29年度においても2箇所での実施が見込まれております。ただし、平成30年度から「ボランティア活動支援事業」がなくなり、本人活動支援事業の1箇所になります。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- 平成27・28年度の実績、29年度の実績見込み等を勘案し、見込量を設定しました。平成30年度より「ボランティア活動支援事業」がなくなったため、下記のとおりとしました。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
生活支援事業	1	5	1	6	1	7

### (5) 見込量確保のための方策

- 事業の利用促進が図られるよう周知に努めるとともに、障がいのある方やその家族の参加しやすいように支援に努めます。
- 新たな事業の取組については、ニーズの把握をするとともに、関係機関と協議を行い、実施に向けて取り組んでいきます。

## 9. 社会参加促進事業

社会参加促進事業のうち、川本町では「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」を実施しています。

事業名		内 容
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	活動を通じて、障がいのある方の体力強化、交流などを行うほか、障害者スポーツを普及するために各種教室や障がい者スポーツ大会を開催する事業です。

### (1) 第4期計画の見込量と実績

事業名	27年度				28年度				29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
社会参加促進事業	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15

### (2) 実績評価

- 平成24年度以降、川本町障がい者福祉協会の会員を中心に10名以上が参加しています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- 平成28年度参加者数等を勘案し、見込量を設定しました。

### (4) 第5期計画のサービス見込量

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
社会参加促進事業	1	15	1	16	1	17

### (5) 見込量確保のための方策

- 川本町障がい者福祉協会を中心に参加者を募るとともに、ボランティア等の活用により、大会へ参加しやすい環境を整えます。

【地域生活支援事業における第5期計画見込量一覧】

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
1 相談支援事業						
障害者相談支援事業	1		1		1	
地域自立支援協議会	1		1		1	
2 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
3 コミュニケーション支援事業		1		1		1
4 日常生活用具給付等事業		20		20		20
(1)介護訓練支援用具		0		0		0
(2)自立生活支援用具		1		1		0
(3)在宅療養等支援事業		1		1		0
(4)情報・意思疎通支援用具		0		1		0
(5)排泄管理支援用具		18		18		19
(6)居宅生活活動補助用具		0		1		1
5 移動支援事業	2	20 1,000	2	20 1,000	2	20 1,000
6 地域活動支援センター事業	1	38	1	40	1	40
7 日中一時支援事業	3	15	3	16	3	17
8 生活支援事業	1	5	1	6	1	7
9 社会参加促進事業	1	15	1	16	1	17

## 第7章 終わりに

障がい福祉計画も今回で第5期となりましたが、障がいのある方の年齢、生活環境、家族関係、制度改正等、みなさまを取り囲む環境は日々変化し、計画目標の達成状況も、年度によって大きく変わっております。

この計画の推進にあたっては、第3章のとおり、地域社会を構成する保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等の関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら効果的な実施を目指しています。

また、今後は利用者や家族へのアンケートの実施等により、地域で暮らす障がいのある方々のニーズを的確に把握するとともに、川本町の障害福祉施策や障がい福祉計画に反映させ、支援体制を構築させていく必要があります。今回、第5期障がい福祉計画を作成する過程で、障がいがある方やその両親が高齢化し、今後親が亡くなった後やその方の老後の生活等を考えていかなければならない課題も見えてきました。川本町での※平成29年現在の65歳以上の障がい者数は243人ですが、20年後の65歳以上の障がい者数は321人となる見込みのため、対象者も多くなっていくと考えられます。そのため、早期に対象の方を発見し、今後の生活や見通しについて考え、対応していく必要があります。

障がいがある方々の暮らしに関わる制度も、年々変化しております。制度について、川本町として取り組むべきものは、積極的に協議し、協議会に提案する必要があります。

地域資源の活用だけではなく、広域に渡った支援の提供に努めることにより、障がい者が日常生活を過ごす上で、安心し、満足のいく生活ができる町として、生活の基本となる部分の福祉を、この計画を軸に実施していきます。

※障がい者数は、平成29年9月30日現在の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数